

特定非営利活動法人日本レーザー医学会専門制度施行細則

第1章 総 則

(施行細則)

- 第1条 特定非営利活動法人日本レーザー医学会(以下本学会)の専門制度による資格認定は、特定非営利活動法人日本レーザー医学会専門制度規則(以下本専門制度規則)に定められたことのほかは、特定非営利活動法人日本レーザー医学会専門制度施行細則(以下本専門制度施行細則)による。
2. 本専門医施行細則で定める経過措置期間は令和8年12月31日までとする。
3. 本レーザー専門医施行細則で定める暫定措置として、全国の医学部付属病院(分院含む)の教授(ないし診療部長)かつ基本領域学会の専門医を取得している者が令和7年6月までに行ったレーザー専門医の申請(申請書類は第11条表1の1, 2, 4, 9のみ)は、これを可とする。

(取扱事務)

- 第2条 専門資格認定の事務は、特定非営利活動法人日本レーザー医学会専門制度事務局(株式会社コンパス;以下本専門制度事務局)にて取り扱う。

(専門制度委員会の構成)

- 第3条 専門制度委員会(以下本委員会)は、専門制度委員長(以下本委員長)、専門制度副委員長(以下本副委員長)と15名の専門制度委員(以下本委員)の計17名で構成される。
- 本委員会の委員は、第3条第2項規定の各小委員会委員長および各小委員会と安全教育委員会から選出された委員それぞれ3名の計15名で構成される。

(小委員会の構成)

- 第4条 小委員会は、委員長と6～18名の委員で構成される。

第2章 安全教育講習会および安全教育試験・レーザー専門医試験

(安全教育講習会)

- 第5条 安全教育委員会は、安全教育講習会を年2回以上開催する。
2. 安全教育講習会では、JIS規格などの法規、レーザー治療機器の安全な取扱い、施設の安全性、専門領域における臨床上の安全性に関する留意点などを講習する。
3. 安全教育講習会は講演形式と、録画形式によるものがある。

(安全教育講習会受講修了証)

- 第6条 安全教育講習会を受講した者には15点のポイントが与えられ、安全教育講習会受講修了証(以下受講修了証)を専門制度委員長(本委員長)名および安全教育委員長名で交付する。
2. 受講修了証は、5年間有効とする。

(安全教育試験・レーザー専門医試験)

- 第7条 安全教育委員会は安全教育試験・レーザー専門医試験を年2回以上実施する。
2. 認定医1種(*）、認定医2種(*）、指導医(*）、認定歯科医1種、認定歯科医2種、専門歯科医、指導歯科医、認定レーザー技師、専門レーザー技師は、安全教育試験に合格しなくてはならない。
レーザー専門医はレーザー専門医試験に合格しなくてはならない。
3. 本専門制度施行細則の*は医療法で広告可能とされている、診療科名である。
4. すべての本学会の会員は、個人資格申請または更新に際して安全教育講習会を受講しなければならない。

(安全教育試験問題・レーザー専門医試験問題)

第8条 安全教育試験問題・レーザー専門医試験問題は、安全教育委員会で作られる。

(安全教育試験・レーザー専門医試験の採点および合否の決定)

第9条 安全教育委員会は、安全教育試験・レーザー専門医試験を採点し、合否を決定する。

2. 合否決定に関わる詳細は公表しない。

(安全教育試験・レーザー専門医試験合格証)

第10条 安全教育試験・レーザー専門医試験に合格した者に対して安全教育試験合格証・レーザー専門医試験合格証を理事長名、本委員長名および安全教育委員会委員長名にて交付する。

2. 初回申請時における安全教育試験合格証・レーザー専門医試験合格証は過去5年間の合格証を有効とする。

第3章 個人資格の申請

(個人資格認定証の種類)

第11条 個人資格認定証は、認定医1種(※)資格認定証、認定医2種(※)資格認定証、レーザー専門医資格認定証、指導医(※)資格認定証、認定歯科医1種資格認定証、認定歯科医2種資格認定証、専門歯科医資格認定証、指導歯科医認定証、認定レーザー技師資格認定証および専門レーザー技師資格認定証、指導研究者資格認定証とする。

- (注)1 旧制度の専門医(※)は、経過措置期間中にレーザー専門医を取得しなければ認定医2種となる。
- (注)2 レーザー専門医資格認定証に関してはレーザー専門医資格審査施行細則に別途定める。
- (注)3 旧制度の指導医(※)は、経過措置期間中にレーザー専門医を取得すれば同時に新制度の指導医(※)も取得できる。従って、個人資格更新申請は、その時点から5年後に行うことになる。
- (注)4 旧制度の指導医(※)は、経過措置期間中にレーザー専門医を取得しなければ認定医2種となる。但し、理事会が認めた者に限り指導研究者となる。
- (注)5 基本領域学会の専門医認定証または指導医認定証の資格が喪失した時点において、レーザー専門医の資格も喪失する。
- (注)6 レーザー専門医、旧専門医、指導医および旧指導医は、満65歳をもって永年専門医、永年指導医として認定され、資格更新も免除される。

(個人資格称号の広告)

第12条 レーザー専門医資格は院内および院外に広告できる。

2. レーザー専門医以外の個人資格は院内に広告でき、院外に広告できない。

(認定レーザー技師、専門レーザー技師の資格)

第13条 認定レーザー技師および専門レーザー技師は医用レーザー装置を取り扱うことのできる資格である。

(指導研究者の資格)

第14条 指導研究者は臨床に携わることのできない、本学会においてレーザー学、レーザー医学などの教育指導にあたることのできる資格である。

(専門レーザー技師、認定レーザー技師の免許証類)

第15条 本制度専門レーザー技師になるためには、作業療法士免許証、理学療法士免許証、X線技師免許証、臨床工学技士免許証、看護師免許証、臨床検査技師免許証、歯科衛生士免許証などの国家認定証類、認定レーザー技師になるためには、准看護師免許証、歯科技工士認定証、内視鏡技師認定証、第1種 ME 技術実力認定証、第2種 ME 技術実力認定証、その他本委員会が適切と認める免許証類が必要である。

(個人資格申請書類の条件)

第16条 個人資格申請書類は表 1-1 および表 1-2 および第 17～30 条の条件を満たさなくてはならない。

2. 表 1-1 および表 1-2 の○印はその書類を必要とし、×印は要しない。

表 1-1

専門資格 個人資格認定申請書類	認定医 1 種(*) 認定歯科医 1 種	認定医 2 種(*) 認定歯科医 2 種	レーザー専門医 専門歯科医	指導医(*) 指導歯科医	指導研究者
1. 個人資格申請書 (※1)	○	○	○	○	○
2. 医師・歯科医師・認定技師・専門技師などの免許証類等(写)	○	○	○	○	○
3. 業績目録	○	○	○	○	○
4. 基本領域学会専門医認定証(写)	×	×	○	○	×
5. 安全教育講習会修了証(写)(※2)	○	○	○	○	○
6. 安全教育試験合格証(写)	○	○	○(※3)	○(※3)	×
7. 指導施設・認定施設および学会の定める研修施設の教育研修証明書(写)	×	×	○	○	×
8. 本学会参加証(1 枚以上)(写)	○	○	○	○	○
9. 個人資格認定審査料払込証(写)	○	○	○	○	○

表 1-2

専門資格 個人資格認定申請書類	認定レーザー 技師	専門レーザー 技師
1. 個人資格申請書(※1)	○	○
2. 医師・歯科医師・認定技師・専門技師などの免許証類等(写)	○	○
3. 業績目録	○	○
4. 基本領域学会専門医認定証(写)	×	×
5. 安全教育講習会修了証(写)	○	○
6. 安全教育試験合格証(写)	○	○
7. 指導施設・認定施設および学会の定める研修施設の教育研修証明書(写)	○	○
8. 本学会参加証(1 枚以上)(写)	○	○
9. 個人資格認定審査料払込証(写)	○	○

(※1) 会員番号を記載する。

(※2) は 1 枚以上

(※3) レーザー専門医または指導医はレーザー専門医試験合格証。

(個人資格申請書類)

第17条 個人資格を申請する者は、個人資格申請書類を本専門制度事務局に請求する。

2. 本専門制度事務局は、個人資格申請者に個人資格申請書類を送付する。

3. 個人資格申請書には、本学会理事または評議員 1 名の推薦を必要とする。
4. 個人資格を申請する者は、表 1 の個人資格申請書類を本専門制度事務局に送付する。

(個人資格申請書の種類)

第18条 個人資格申請書には、認定医 1 種(※)資格申請書、認定医2種(※)資格申請書、レーザー専門医資格申請書、指導医(※)資格申請書、認定歯科医 1 種資格申請書、認定歯科医2種資格申請書、専門歯科医資格申請書、指導歯科医資格申請書、認定レーザー技師資格申請書、専門レーザー技師資格申請書、指導研究者資格申請書がある。

2. 取得する診療科名または学会名は、1 つだけとし変更することはできない。

(個人資格申請変更の条件)

第19条 基本領域学会専門医認定証を有する者は、レーザー専門医の条件を満たした時点で資格申請変更ができる。経過措置期間終了後は専門医の資格は無くなり、認定医2種(※)となる。

2. 基本領域学会専門医認定証がない者は、入会 3 年以後で認定医2種(※)の条件を満たした時点で資格申請変更ができる。それまでは認定医 1 種(※)である。

(注)1 専門医、旧専門医、指導医および旧指導医は、満 65 歳をもって永年専門医、永年指導医として認定され、資格更新も免除される。

(レーザー専門医の条件)

第20条 本学会で認めるレーザー専門医は、第 29 条の基本領域学会の専門医でなければならない。

(指導医(※)・指導歯科医または指導研究者の推薦)

第21条 本学会は指導歯科医または指導研究者を推薦することができる。

2. 新制度の指導医(※)はレーザー専門医でなければならない。

(個人資格申請の業績目録)

第22条 業績目録は表 2-1 および表 2-2 および第 24～25 条の条件を満たさなくてはならない。

表 2-1

資格 項目	認定医 1 種(※) 認定歯科医 1 種	認定医2種(※) 認定歯科医2種	レーザー専門医 専門歯科医	指導医(※) 指導歯科医	指導研究者
1. 経験年数	不要	2 年以上	5 年以上	7 年以上	7 年以上
2. 症例抄録	不要	不要	不要(※1)(※2)	不要(※3)	不要
3. 取得点数	35 点以上	70 点以上	150 点以上	210 点以上	210 点以上

表 2-2

資格 項目	認定レーザー 技師	専門レーザー 技師
1. 経験年数	2 年以上	2 年以上
2. 症例抄録	不要	不要
3. 取得点数	35 点以上	60 点以上

(※1)レーザー専門医は必要、専門歯科医は不要

(※2)日本形成外科学会レーザー分野指導医、日本皮膚科学会美容皮膚科・レーザー指導専門医、日本呼吸器内視鏡学会気管支鏡専門医を取得している場合は、その証書(写し)の提出をもって症例抄録の提出は不要

(※3)指導医(※)は必要、指導歯科医は不要

(経験年数)

第23条 レーザー専門医、指導医(*)は指導施設の教育研修の経験年数のみが有効となる。

2. レーザー専門医、指導医(*)以外は表 2-1 および表 2-2 の経験年数は学会および論文発表などを証明することができるレーザー治療の経験年数であり、過去にさかのぼって全てを含めることができる。

(注)レーザー専門医、指導医(*)は経過措置期間中において認定施設および学会の定める研修施設での経験年数も認める。

(症例抄録)

第24条 レーザー専門医・指導医(*)は、指導施設の症例抄録を必要とする

2. レーザー専門医は医療用のレーザー装置を使って 10 症例の症例抄録を提出しなければならない。
3. 症例抄録は専門医資格審査部会において検討され、専門医資格審査小委員会がこれを決定し、理事会の議を経て本学会学会誌上および本学会レーザー専門医資格審査施行細則の付則に発表する。

(注)レーザー専門医・指導医(*)は経過措置期間中において認定施設および学会の定める研修施設の症例抄録も認める。

(取得点数)

第25条 表 2-1 および表 2-2 の取得点数は、表 3 および表 4 の基準点数に基づき過去に研修した取得点数の総和を記載する。

2. 取得点数を証明する写しは全て添付する。

(学会・講習会出席および発表の基準点数)

第26条 各種レーザー医学会・関連学会および講習会などにおける基準点数は表 3 に定める。

表 3

学会種別	学会出席および発表	学会出席	学会発表		
			シンポジウム 特別講演等	一般演題 演者	共同演者
国際レーザー医学会学術集会		20	25	15	7
世界レーザー医学連合会		20	25	15	7
本学会学術集会		20	25	15	7
本学会安全教育講習会		15	20	—	—
世界レーザー治療学会学術集会		15	20	10	5
国際光線力学学会学術集会		15	20	10	5
国際光治療学会		15	20	10	5
Asian Pacific レーザー医学会学術集会		15	20	10	5
米国レーザー医学会学術集会		15	20	10	5
欧州レーザー医学会学術集会		15	20	10	5
関連する国際レーザー医(歯)学会学術集会		15	20	10	5
その他の国際学会のレーザー医(歯)学シンポジウムなど		15	20	10	5
関連する国際レーザー学会学術集会		15	20	10	5
日本レーザー治療学会学術集会		12	15	8	4
日本光線力学学会学術集会		12	15	8	4
日本レーザー歯学会学術集会		12	15	8	4
関連する国内レーザー医(歯)学会学術集会		12	15	8	4
関連する国内学会のレーザー医(歯)学シンポジウムなど		12	15	8	4

その他上記に準ずるレーザー医(歯)学に関する医学会、研究会などで本学会が認めるもの	12	15	8	4
その他上記に準ずるレーザー医(歯)学に関する国内外レーザー学会、研究会などで本学会が認めるもの	12	15	8	4

(論文・著書の基本点数)

第27条 論文・原著・著書の基準点数は表4に定める。

表4

筆者他 原著他	筆者	共同執筆者
本学会誌英文原著	120	40
英文原著・著書	70	25
本学会誌和文原著	90	30
その他の和文原著・著書	50	16
その他英文論文	50	16
その他和文論文	30	10

(基本領域学会専門医認定証)

第28条 表1-1および表1-2の4、表5-1および表5-2の5の基本領域学会とは、内科、外科、産婦人科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、形成外科、麻酔科、整形外科、脳神経外科の学会である。

(本学会参加証)

第29条 表1-1および表1-2の本学会学術集会参加証は、1枚以上を必要とする。

(個人資格審査料払込証)

第30条 表1-1および表1-2の個人資格審査料払込証は、本専門制度事務局にて発行する。

- 表1-1および表1-2のレーザー専門医資格審査料払込証は、本学会レーザー専門医事務局にて発行する。

(個人資格の登録申請)

第31条 審査結果を受けた本専門制度事務局は、合格通知と同時に登録申請に必要な書類を本人に送付する。

- 登録申請は、登録申請書に必要事項を記入し、登録料支払用紙の写しと併せて本専門制度事務局に送付する。

第4章 個人資格の更新申請

(個人資格更新申請書類の条件)

第32条 レーザー専門医資格更新申請書類は表5-1および表5-2および第32～36条の条件を満たさなくてはならない。

- 表5-1および表5-2の○印はその書類を必要とし、×印は要しない。

表 5-1

専門資格 個人資格更新申請書類	認定医 1 種(*) 認定歯科医 1 種	認定医 2 種(*) 認定歯科医 2 種	レーザー専門医 専門歯科医	指導医(*) 指導歯科医	指導研究者
1. 個人資格更新申請書	○	○	○	○	○
2. 医師・歯科医師・認定技師・専門技師などの免許証類等(写)	○	○	○	○	○
3. 本学会資格認定証(写)	○	○	○	○	○
4. 業績目録	○	○	○	○	○
5. 基本領域学会専門医認定証(写)	×	×	○	○	×
6. 安全教育講習会修了証(写)	○	○	○(※1)	○	○
7. 本学会参加証(写)	○	○	○(※1)	○(※1)	○
8. 個人資格認定審査料払込証(写)	○	○	○	○	○

表 5-2

専門資格 個人資格更新申請書類	認定レーザー 技師	専門レーザー 技師
1. 個人資格更新申請書	○	○
2. 医師・歯科医師・認定技師・専門技師などの免許証類等(写)	○	○
3. 本学会資格認定証(写)	○	○
4. 業績目録	○	○
5. 基本領域学会専門医認定証(写)	×	×
6. 安全教育講習会修了証(写)	○	○
7. 本学会参加証(写)	○	○
8. 個人資格認定審査料払込証(写)	○	○

(※1) 12枚以上

(個人資格更新申請書類)

第33条 個人資格認定証の失効の期限が迫ったら専門制度事務局は失効の8ヶ月前に本人に書面をもって通知する。

- 個人資格を更新する者は、個人資格更新申請書類を本専門制度事務局に請求する。
- 本専門制度事務局は、個人資格更新申請者に個人資格更新申請書類を送付する。
- 個人資格を更新する者は、条件の整った表3の個人資格更新申請書類を本専門制度事務局に送付する。
- 個人資格更新は資格取得日の5年後の半年前から5年後までとする。
- 個人資格の更新条件が整わず降格した時は、2年以内に条件を整えれば、再更新により再昇格できる。
- 海外留学等で条件の整わない場合は、個人資格審査小委員会に問い合わせる。

(個人資格更新申請書の種類)

第34条 個人資格更新申請書には、認定医1種(*)資格更新申請書、認定歯科医1種資格更新申請書、認定医2種(*)資格更新申請書、認定歯科医2種資格更新申請書、レーザー専門医資格更新申請書、専門歯科医資格更新申請書、指導医(*)資格更新申請書、指導歯科医資格更新申請書、認定レーザー技師資格更新申請書、専門レーザー技師資格更新申請書、指導研究者資格更新

申請書がある。

2. レーザー専門医資格更新申請書に関してはレーザー専門医資格審査施行細則に別途定める。

(個人資格更新の業績目録)

第35条 業績目録は表 6-1 および表 6-2 および第 36 条の条件を満たさなくてはならない。

2. ただし、レーザー専門医、指導医(※)、指導歯科医は毎年 20 点以上を取得することが望ましい。

表 6-1

資格 項目	認定医 1 種(※) 認定歯科医 1 種	認定医 2 種(※) 認定歯科医 2 種	レーザー専門医 専門歯科医	指導医(※) 指導歯科医	指導研究者
1. 症例抄録	不要	不要	不要	不要	不要
2. 新規取得点数	75 点以上	100 点以上	150 点以上	180 点以上	180 点以上

表 6-2

資格 項目	認定レーザー 技師	専門レーザー 技師
1. 症例抄録	不要	不要
2. 新規取得点数	35 点以上	50 点以上

(新規取得点数)

第36条 表 6-1 および表 6-2 の新規取得点数は表 3 および表 4 の基準点数に基づき、過去 5 年間の更新期間内に研修した取得点数の総和を記載する。

2. 取得点数を証明する写しは全て添付する。

(注) 認定レーザー技師は、5 年間に本学会学術集会に 1 回、安全教育講習会に 1 回出席すると 35 点となる。

(個人資格認定審査料払込証)

第37条 表 5-1 および表 5-2 の個人資格審査料払込証は、本専門制度事務局にて発行する。

(個人資格の登録更新)

第38条 審査結果を受けた本専門制度事務局は、合格通知と同時に登録更新に必要な書類を本人に送付する。

2. 登録更新は、登録更新書に必要事項を記入し、登録料支払用紙の写しと併せて本専門制度事務局に送付する。

(個人資格の更新時期の延長)

第39条 個人資格の更新ができない事由があり本学会がそれを認めた場合、個人資格更新の時期を延長することができる。

(その他)

第40条 その他の個人資格の申請、更新、交付および喪失については本学会専門制度規則第 21 条～第 28 条を参照すること。

第 5 章 施設資格の申請

(施設資格認定証の種類)

第41条 施設資格認定証には認定施設認定証と指導施設認定証とがある。

(施設資格称号の広告)

第42条 施設資格は院外に広告することができない。

(施設資格申請・更新申請書類の請求)

第43条 施設資格認定証の失効の期限が迫ったら本専門制度事務局は施設の長に書面をもって通知する。

2. 施設の長は施設資格の申請または更新をする場合、必要書類を本専門制度事務局に請求する。
3. 本専門制度事務局は、施設資格申請または更新をする者に施設資格申請書類または施設資格更新申請書類を送付する。

(施設の長)

第44条 本学会専門制度規則における施設の長とは、本人が所属する施設の代表者または所属長のことである。

(施設資格申請・更新申請書類)

第45条 施設資格申請または施設資格更新申請に当って、その施設資格申請書類・施設資格更新申請書類は表7の条件を満たさなくてはならない。

2. 表7の○印はその書類を必要とし、×印は要しない。

表 7

	指導施設	認定施設
1. 本学会指定の施設資格申請書または施設資格更新申請書(注1)	○	○
2. 常勤の認定医1種(*)・認定医2種(*)・認定歯科医1種・認定歯科医2種・認定レーザー技師・専門レーザー技師の資格認定証(写)	○	○
3. 医用レーザー機器一覧	○	○
4. 施設の業績目録	○	○
5. レーザー専門医・専門歯科医・指導歯科医(1名以上)(注2)	5と7の資格者 または 8の資格者	5または6の資格者 (1名以上)
6. 認定医1種(*)・認定医2種(*)または認定歯科医1種・認定歯科医2種(1名以上)(注2)		×
7. 認定レーザー技師または専門レーザー技師(1名以上)(注3)		
8. 指導医(1名でも可)		
9. 施設内でのレーザー医学の教育および研究発表	○	×
10. 病理医名または病理診断可能な施設であることを証明する書類	○	○
11. 認定審査料払込証(写)	×	○

3. 常勤職員の個人資格認定証(写)を一括して提出しなくてはならない。
4. 機器仕様書を添付した医用レーザー機器一覧を提出しなくてはならない。
5. 施設資格の業績目録に関しては、勤務職員の過去の業績を職員個別に記入し、またその取得点の総和を記入する。点数は個人資格申請で定めた基準点数に準ずる。
6. 旧制度の指導施設はレーザー専門医がいない場合、経過措置期間を過ぎた時点で認定施設となる。

(注)1 施設申請は1診療科ずつ行うこと

(注)2 申請に際して同一の個人資格を有する医師が診療科をまたがって記入しないこと

(注)3 レーザー技師がいない場合にはレーザー専門医・認定医のいずれかをさらに

1名追加することでこれを補うこととする。

(施設資格申請内容の変更)

第46条 施設資格の申請内容が変わった場合には、速やかにその旨本専門制度事務局に報告しなくてはならない。

(施設資格の登録申請)

第47条 審査結果を受けた本専門制度事務局は、合格通知と同時に登録申請に必要な書類を施設の長に送付する。

2. 登録申請をする者は、登録申請書に必要事項を記入し、登録料支払用紙の写しと併せて本専門制度事務局に送付する。

第6章 申請期間・審査および承認

(申請期間)

第48条 個人資格申請の申請期間は、3月1日から4月30日までとする。

(注)経過措置期間中は常時申請ができる

2. 施設資格申請の申請期間は、7月1日から8月31日までとする。

(注)経過措置期間中は常時申請ができる

3. 個人資格更新、施設資格更新の申請期間は、3月1日から4月30日、9月1日から10月31日までとする。(注)経過措置期間は随時更新ができる。

(審査)

第49条 個人資格申請の審査は、個人資格審査小委員会にて5月31日までに行われる。

(注)経過措置期間中は年2回以上資格申請審査をするものとする

2. 施設資格申請の審査は、施設資格審査小委員会にて9月30日までに行われる。

(注)経過措置期間中は年2回以上資格申請審査をするものとする。

3. 個人資格更新、施設資格更新の審査は、年2回行い、個人資格審査小委員会、施設資格審査小委員会にて5月31日、11月31日までに行われる。

(注)経過組織間中は年2回以上の個人資格更新、施設資格更新審査をするものとする。

4. 審査内容に関わる詳細は公表しない。

(資格申請の承認・交付期間)

第50条 個人資格申請の承認・交付期間は、5月1日から6月30日までとする。

(注)経過措置期間中はこの限りではない

2. 施設資格申請の承認・交付期間は、9月1日から10月31日までとする。

(注)経過措置期間中はこの限りではない

3. 個人資格更新、施設資格更新の承認・交付期間は、5月1日から6月30日、11月1日から12月31日までとする。

(注)経過措置期間中はこの限りではない

(承認)

第51条 個人・施設資格の申請・更新申請は、個人・施設資格審査小委員会の議を経て、その審査結果を本委員長が理事会に報告して承認を得る。

(その他)

第52条 その他の施設資格の申請、更新、交付および喪失については専門制度規則第29条～36条を参照すること。

第7章 その他

(安全教育講習会受講料・安全教育試験・レーザー専門医試験受験料・申請審査料・更新審査料および登録料)

第53条 各種資格に対する安全教育講習会受講料・安全教育試験受験料・レーザー専門医試験受験料・申請審査料・更新審査料および登録料は表8に定める。

(注)レーザー専門医資格取得の有無により生じた個人及び施設資格認定証に関しては無料で配布するものとする。

表8

専 門 項 目	安全教育講習会受講料 (テキスト代含まず)	安全教育試験受験料 レーザー専門医試験 受験料	申請審査料	更新審査料	登録料
認定医1種(※)	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
認定医2種(※)	10,000 円	10,000 円	20,000 円	10,000 円	10,000 円
レーザー専門医	10,000 円	10,000 円	40,000 円	10,000 円	10,000 円
指導医(※)	10,000 円	10,000 円	20,000 円	10,000 円	10,000 円
認定歯科医1種	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
認定歯科医2種	10,000 円	10,000 円	20,000 円	10,000 円	10,000 円
専門歯科医	10,000 円	10,000 円	30,000 円	10,000 円	10,000 円
指導歯科医	10,000 円	10,000 円	20,000 円	10,000 円	10,000 円
認定レーザー技師	10,000 円	10,000 円	5,000 円	5,000 円	10,000 円
専門レーザー技師	10,000 円	10,000 円	5,000 円	5,000 円	10,000 円
指導研究者	10,000 円	0 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
認定施設	0 円	0 円	30,000 円	30,000 円	60,000 円
指導施設	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円

(施行細則の変更)

第54条 本専門制度施行細則を変更する場合は、専門制度委員会の議を経て理事会の承認を受けなくてはならない。

(施行細則の施行日)

第55条 本専門制度施行細則は、平成16年4月1日から施行。

付則-1 本専門制度施行細則は平成17年2月19日の臨時総会から変更。

付則-2 本専門制度施行細則は平成17年5月19日の臨時理事会から変更。

付則-3 本専門制度施行細則は平成17年8月9日の臨時理事会から変更。

付則-4 本専門制度施行細則は平成18年3月30日の臨時理事会から変更。

付則-5 本専門制度施行細則は平成19年2月28日の臨時理事会から変更。

付則-6 本専門制度施行細則は平成19年9月13日の定例理事会から変更。

付則-7 本専門制度施行細則は平成21年12月1日の定例理事会から変更。

付則-8 本専門制度施行細則は平成23年11月23日の定例理事会から変更。

付則-9 本専門制度施行細則は平成25年5月30日の臨時理事会から変更。

付則-10 本専門制度施行細則は令和6年11月8日の定例理事会から変更。

付則-11 本専門制度施行細則は令和7年4月7日の臨時理事会から変更。